

○うるま市景観地区条例施行規則

平成27年7月14日

規則第35号

改正 平成29年6月28日規則第26—2号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市景観地区条例（平成27年うるま市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物の認定申請書に添付する図書)

第2条 条例第4条に規定する規則で定める図書は、別表第1に掲げるものとする。ただし、建築物の建築等の規模が大きいため、同表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に代えることができる。

(工作物の計画の認定)

第3条 条例第7条第1項の申請書は、景観地区内における工作物の計画の認定(変更)申請書(様式第1号)とし、工作物計画概要書(様式第2号)を添付するものとする。

2 条例第7条第6項に規定する規則で定める図書は、別表第2に掲げるものとする。ただし、工作物の建設等の規模が大きいため、同表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に代えることができる。

(工作物の計画の認定証)

第4条 条例第7条第2項又は条例第10条第3項に規定する認定証は、景観地区内における工作物の計画の認定証(様式第3号)によるものとする。

(工作物の基準に適合しない旨の通知書等)

第5条 条例第7条第3項又は条例第10条第4項の通知書は、条例第6条の規定に適合しないと認めた場合にあつては工作物の形態意匠等の制限に適合しない旨の通知書(様式第4号)とし、条例第6条の規定に適合するかどうかを決定することができない場合にあつては工作物の計画を期間内に認定できない旨の通知書(様式第5号)とする。

(違反工作物に係る告示の方法)

第6条 条例第8条第2項に規定する告示は、うるま市役所内の掲示場に掲示して行うものとする。

(違反工作物の工事の設計者等の通知)

第7条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第8条第1項の規定による命令に係る工作物の概要
- (2) 前号の工作物の工事の設計者等に係る違反事実の概要
- (3) 当該処分するまでの経過及び処分後に市長が講じた措置
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 条例第9条の規定による通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には命令書の写しその他の処分の内容を記載した書面を添付するものとする。

(工事現場における認定の表示の方法)

第8条 条例第11条第1項に規定する表示は、工作物建設等認定済証(様式第6号)により行うものとする。

(完了等の届出)

第9条 条例第15条第1項又は第2項の規定による届出は、行為完了(中止)届出書(様式第7号)に完了又は中止後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

(景観地区内における建築物の緑化)

第10条 条例第16条に規定する規則で定める緑化基準は、別表第3に掲げるものとする。

(行為の規模の算定基準)

第11条 条例及び規則で規定する行為の規模の算定基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 建築物の床面積等は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条の規定によるものとする。
- (2) 工作物の高さは、工作物が接する最低地盤面から上端までとする。ただし、建築物と一体となって設定される場合にあつては、建築物が接する最低地盤面から工作物の上端までとする。
- (3) 緑化基準については、うるま市景観計画の基準を準用する。

(委任)

第12条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年6月28日規則第26—2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のうるま市景観地区条例施行規則の規定は、施行の日以後に工事の着手があったものから適用し、施行の前日に工事の着手があったものには適用しない。

別表第1（第2条関係）

図書名	備考
各階平面図	縮尺100分の1程度
2面以上の断面図	縮尺100分の1程度
緑化計画図	縮尺200分の1程度
その他市長が認める図書	

別表第2（第3条関係）

図書名	備考
工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面	縮尺2500分の1以上
当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真	
当該敷地内における工作物の位置を表示する図面	縮尺100分の1以上
工作物の彩色が施された二面以上の立体図	縮尺50分の1以上
2面以上の断面図	縮尺100分の1程度
その他市長が必要と認める図書	

別表第3（第10条関係）

地区		緑化基準		
		緑地率及び緑被率	緑視率	その他
勝連南風	本集落ゾ	緑地率20%以上又は	—	敷地内緑化に当たって

原景観地区	ゾーン	緑被率30%以上とする。ただし、建築物の高さが10m未満かつ建築面積が500m ² 未満の場合については、緑地率10%以上又は緑被率20%以上とする。	県道16号線沿道の緑視率を15%以上とする。	は、地域の植生と調和する種類を選ぶこととする。
	勝連城跡環境保全ゾーン	緑地率20%以上又は緑被率30%以上とする。ただし、建築物の建築面積が500m ² 未満の場合については、緑地率10%以上又は緑被率20%以上とする。		
勝連浜比嘉景観地区		緑地率20%以上又は緑被率30%以上とする。ただし、建築物の建築面積が500m ² 未満の場合については、緑地率10%以上又は緑被率20%以上とする。	—	敷地内緑化に当たっては、地域の植生と調和する種類を選ぶこととする。